

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合公告式条例

( 昭和43年3月2日  
 条例第4号 )

改正 昭和47年 3月 1日 条例第1号

昭和49年 2月15日 条例第1号

(目的)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合事務局に掲示してこれを行なう。

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

**第4条** 規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の公告)

**第5条** 前条の規定は、その他公告を要するものについて準用する。

**附 則**

この条例は、昭和43年3月2日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和49年2月15日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。